

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来たすことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび印旛分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和8年7月16日

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会
(事務局：千葉県印旛地域振興事務所 企画課内)
〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町8-1
電話番号 043-483-1111

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名：印旛分科会
協議年月日：令和8年4月10日

協 議 路 線				関 係 市町村	分科会における協議結果	備考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 (経 由 地)	協 議 申 出 内 容 (実 施 予 定 年 月 日)			
ジェイアールバス 関東株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・三里塚)	国県補助を受け運行を維持 (令和8年10月1日～令和9年9月30日)	成田市 匝瑳市 多古町 芝山町	生活路線として必要であり、申出どおり国及び県の補助を受けて運行を維持する。 また、関係市町及び事業者で路線を維持するための施策を実施していく。 (補助対象期間 令和8年10月1日～令和9年9月30日)	継続
		八日市場・成田 (多古本町・芝山千代田・三里塚)	国県補助を受け運行を維持 (令和8年10月1日～令和9年9月30日)	成田市 匝瑳市 多古町 芝山町	生活路線として必要であり、申出どおり国及び県の補助を受けて運行を維持する。 また、関係市町及び事業者で路線を維持するための施策を実施していく。 (補助対象期間 令和8年10月1日～令和9年9月30日)	継続

令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ジェイアール バス関東 株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・ 三里塚・ 芝山千代田)	・匝瑳高校、多古高校への通学 ・成田駅周辺の通勤・通学・買い物 ・三里塚地域の旅客の通勤・通学・買い物 ・国保多古中央病院への通院の手段として必要である。 ・JR 成田駅や八日市場駅などの交通結節点へアクセスするための主要な交通手段であるために必要である。	令和 8 年度と比較して収支率 1 %以上改善	関係自治体及び学校等と連携を図り、イベントや広告媒体を活用することで利用促進に努める。	令和 8 年 10 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						継続して Web 定期券の販売促進を行う。	令和 8 年 10 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和 8 年 10 月以降実施	成田市
						高校生に対しバスの時刻表や定期券等の情報を記載したチラシを配布する。	令和 9 年 3 月実施	匝瑳市
						市ホームページにバス利用の情報提供の掲載や匝瑳市総合公共交通マップを公共施設やイベント等で配布し、周知及びバスの利用促進を行う。	令和 8 年 10 月以降実施	匝瑳市
						ホームページで路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和 8 年 10 月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バス乗り方教室を開催する。	令和 8 年 10 月以降実施	多古町

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
						中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和9年4月以降 実施	多古町
						芝山町地域公共交通計画に基づく路線の維持として、町ホームページ等の情報発信により利用促進に努める。また、その他の利用促進手法や取り組みについても検討を実施する。	令和8年10月以降 実施	芝山町